

地域未来投資促進法 支援制度のご案内

愛媛県 内の
ものづくり企業を
支援します!

県知事が承認し、国(主務大臣)が先進性を確認した
地域経済牽引事業者を税制で支援します



支援制度について

1. 法人税等の課税の特例 国税

設備投資(取得予定価額の合計額が**1億円以上**であること)に対し、特別償却や税額控除により、設備投資を行った**初年度**の**法人税等の負担が軽減**されます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品 (※上乗せ要件を満たす場合)	35% (50%)	4% (5%)(6%)
建物・附属設備・構築物	20%	2%

どちらかを選択

特別償却 50%又は税額控除 5%の場合(地域の成長発展の基盤強化に著しく資するもの)

上乗せ要件:①および②、③、④のいずれかの要件を満たすこと

① 労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること

※対象事業者が法第2条第3項に規定する中小企業者の場合は労働生産性の伸び率4%以上

② 直近事業年度の付加価値額増加率8%以上

③ 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること

④【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、取得予定価額の合計額が10億円以上であること

税額控除 6%の場合(地域の事業者に対して著しい経済効果を及ぼすもの)

上記の条件を満たした上で、下記の条件をいずれも満たすこと

(A) 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること

(B) 上記の条件②と③の両方満たすこと

(C) 取得予定価額の合計額が10億円以上

(D) パートナリシップ構築宣言の登録を行っていること

2. 地方税の課税免除 県税 市町税

土地・家屋等の取得(取得価格の合計が1億円超(一部5,000万円超))に対し、**地方税(不動産取得税・固定資産税)が一部免除**されます。

税目	対象	支援措置	備考
不動産取得税【県税】	土地・家屋	課税免除	
固定資産税【市町税】	土地・家屋・構築物	課税免除(3年間) ※	今治市、東温市、砥部町、大洲市、西予市、宇和島市、愛南町のみ

※東温市・砥部町については支援措置期間は5年間。

手続きについて

詳しくは裏面へ



※1. 申請は随時受付しています。

事業開始(建物の着工等)前に、県へ地域経済牽引事業計画を申請し、承認を受ける必要があります。

※2. 主務大臣による確認日については、経済産業省ホームページに公表されています。
地域未来投資促進税制に関するホームページ(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

設備取得(建物の竣工等)前に、国から事業の先進性の確認を受ける必要があります。

期限に余裕を持った
ご相談をお願いします。

県の承認

県知事による地域経済牽引事業計画の承認

地域経済牽引事業の承認要件	要件1 地域の特性を活用すること(①～⑦のいずれか) ①東予地域の紙関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ②東予地域の基礎素材・先端素材関連産業、機械鉄鋼関連産業及び医療関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ③東予地域の海事関連産業、電気・電子関連産業、食品加工関連産業及び繊維関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ④中予地域の先端素材関連産業、機械器具関連産業、医療関連産業及び食品加工関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ⑤南予地域の食品加工関連産業、機械器具関連産業及び生活関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野 ⑥愛媛県のICT関連産業のビジネス環境を活用したデジタル分野 ⑦愛媛県の高規格道路、鉄道、松山空港、松山港等の交通インフラを活用した商業・物流産業分野
	要件2 高い付加価値を創出すること(事業開始前年度との比較) ・付加価値増加分：4,278万円超 ※要件1の⑦を適用する商業産業分野(小売業)は10億円超 $\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額}(\text{売上原価} + \text{販売費および一般管理費}) + \text{給与総額} + \text{租税公課}$
	要件3 いずれかの経済的効果が見込まれること(事業開始年度との比較) ・取引額 7%増加 ・雇用者数 3%増加 ・売上げ 7%増加 ・雇用者給与等支給額 8%増加
計画期間	計画同意の日から令和10年度末日まで

国の確認

主務大臣による地域経済牽引事業計画の確認

都道府県知事により承認された「地域経済牽引事業計画」に関し、地域の発展の基盤強化に特に資するものであることの確認を主務大臣から受けることが必要です。

確認にあたっては、次の①～④までの要件を全て満たす必要があります。

要件

- ①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く)
 - ・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上
- ②設備投資額が1億円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること
 - ・連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。
 - ・外国法人等が直接又は間接に有する議決権の過半数を超える対象事業者は当該事業者と外国法人等の合計した減価償却費を用いる。
- ④対象事業の売上高伸び率が0を上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

○過去に愛媛県知事が承認し、主務大臣の確認を受けたものがある場合、上記①～④の要件に加えて、次の要件に該当する必要があります。

- ・旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上



ホームページ

- ★地域未来投資促進法に関するホームページ(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html



- ★地域未来投資促進法に基づく支援(愛媛県企業立地課)

<https://www.ehime-kigyoricchi.jp/treatment/investment.html>



お問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 TEL:089-912-2474 FAX:089-912-2259

四国経済産業局地域経済部地域未来投資促進室

〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33(高松サンポート合同庁舎北館7階) TEL:087-811-8516 FAX:087-811-8554